

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年7月4日	宮崎交通株式会社(法人 番号6350001001667)代表 者高橋光治	宮崎中央営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第16条 第1項	令和5年2月14日、監査実施。1件の違反が 認められた。(1)事業計画及び運行計画に 定める業務の確保違反(道路運送法第16 条第1項)	1	1	1	1
	宮崎県宮崎市松山一丁目 1番1号	宮崎県宮崎市大字富吉 字青木78-25							